

大学等で基礎資格と必要単位を 修得して免許状を取得する場合

(特別支援学校教諭免許状を除く)

<目次>

I 共通事項

1	概要	1
2	基礎資格	1
3	必要単位の修得(その1): 修得機関・修得時期	2
4	必要単位の修得(その2): 必要単位数	3
5	必要単位の修得(その3): 単位修得の特例	6
6	規則第66条の6に定める科目	8
7	介護等体験	9
8	大学等への入学時期と適用される法	10

II 取得しようとする免許状の種類別の必要単位数等

第1	幼稚園教諭免許状を取得する場合	12
第2	小学校教諭免許状を取得する場合	16
第3	中学校教諭免許状を取得する場合	20
第4	高等学校教諭免許状を取得する場合	25
第5	養護教諭免許状を取得する場合	30
第6	栄養教諭免許状を取得する場合	36

第1章 大学等で基礎資格と必要単位を修得して免許状を取得する場合（特別支援学校教諭免許状を除く。）

I 共通事項

1 概要

基礎資格（⇒2参照）と必要単位（文部科学大臣の課程認定を受けたもの）を修得（⇒3・4・5参照）して免許状を取得します（法第5条、法別表第1、第2、第2の2）。必要単位の基準は、大学等への入学時期等により異なります（⇒8参照）。

なお、規則第66条の6に定める科目（⇒6参照）の修得も必要です。

また、新たに小学校及び中学校の免許状を取得しようとする場合は、介護等体験（⇒7参照）も必要です。

神奈川県教育委員会に免許取得の申請ができる方は、神奈川県内にお住まいの方又は神奈川県内の学校に教員として勤務する方となります。

（注）この資料では法令を略称で表示します。

略称	法令名	備考
法	教育職員免許法	
規則	教育職員免許法施行規則	文部省令
細則	教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則	神奈川県教育委員会規則

2 基礎資格

法別表第1、第2、第2の2を根拠として各免許状を取得する際に必要な資格です。必要単位を修得しても基礎資格を有していないと免許状を取得することができません。

基礎資格は、認定課程を有する大学のほか、認定課程を有しない大学等でも取得できます。

【法別表第1の基礎資格】教諭免許状（幼稚園、小学校、中学校及び高等学校）

区分	基礎資格	基礎資格と同等と認められるもの
専修免許状	修士の学位を有すること	①専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合（〇〇修士（専門職）（例）教職修士（専門職）） ②大学（短期大学を除く。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合（法別表第1表備考第2号）
一種免許状	学士の学位を有すること	①専門職大学を卒業し文部科学大臣の定める学位を有する場合（学士（専門職）） ②文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合（学校教育法第102条第2項の規定により飛び入学で大学院への入学を認められた場合）（注1）（法別表第1備考第2号の2、規則第66条の4）
二種免許状	短期大学士の学位を有すること	①専門職短期大学を卒業若しくは専門職大学の前期課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する場合（短期大学士（専門職）） ②文部科学大臣の指定する教員養成機関（注2）を卒業した場合 ③文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合（大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合）（注3）（法別表第1備考第2号の3、規則第66条の5）

- (注1) 基礎資格の証明は「大学に3年間在籍した証明書」と「大学院入学許可証」が必要。
 (注2) 大学以外の機関で、文部科学大臣から教員養成機関としての指定を受けているもの。
 (注3) 基礎資格の認定年月日が証明書に記載されていることが必要。なお、科目履修生としての単位も認められます(H28.4.7 文科省回答)。

【法別表第2、法別表第2の2の基礎資格】(養護教諭及び栄養教諭免許状)

法別表第1の基礎資格の表にある学位のほか、その取得の根拠に応じた要件(保健師免許、栄養士免許等)があります(⇒詳細は、免許状の種類別のページ(P.30以降)に記載)。

3 必要単位の修得(その1)：修得機関と修得時期

(1) 単位の修得機関

単位は、文部科学大臣が認定した教職課程(認定課程)を有する大学や教員養成機関で修得します。取得しようとする免許状に対応した認定課程を有する大学等でないと、その免許状を取得するための単位とすることができません。

※ 例えば、中学校及び高等学校教諭免許状の認定課程しかない大学では、小学校教諭免許状を取得するための単位は修得できません(ただし、要件を満たす場合の単位の流用は可能)。

※ 認定講習や放送大学の単位を含めることはできません。

取得しようとする免許状		単位の修得機関
専修免許状	必要単位から一種免許状にかかる単位を差し引いた単位(24単位)	✓ 大学院の課程又は大学(短期大学を除く。)の専攻科の課程
	必要単位のうち一種免許状にかかる単位	✓ 大学の課程 ✓ 短期大学の専攻科の課程(高等学校教諭免許状を取得する場合を除く。)
一種免許状		
二種免許状		✓ 短期大学以上の課程

(2) 単位の修得時期

単位の修得時期は問いません(※)。

(例) 専修免許状を取得する場合に、大学院の課程での24単位と、大学の課程での一種免許状にかかる単位は、どちらを先に修得しても結構です。

※ 必要単位の基準(大学等への入学時期と適用される法)(⇒8参照)

(参考) 教職実践演習の単位修得について

「教職実践演習」は、平成22年度入学生(※)から必修となっています。

平成21年度以前入学生については、平成25年3月31日までに「総合演習(2単位)」を修得していれば、「教職実践演習」の単位の修得を要しません。

※ 「教職実践演習」は最終学年で履修する科目であることから、4年制大学では平成25年度から、短期大学では平成23年度から実施されています。

4 必要単位の修得（その2）：必要単位数

(1) 必要単位数（計）とその内訳（⇒詳細は、免許状の種類別のページ（P.12以降）参照）

必要単位数（計）は次表のとおりです。

なお、(2)又は(3)に該当する場合は、必要単位数（計）が軽減されます。

取得しようとする免許状		必要単位数（計）（注1）			備考
		専修	一種	二種	
教諭	幼稚園教諭免許状	75	51	31	必要単位数（計）は法で、その内訳（科目・各科目に含めることが必要な事項）は規則で規定され、これらの規定の全てを満たして単位を修得しなければなりません。
	小学校教諭免許状	83	59	37	
	中学校教諭免許状			35	
	高等学校教諭免許状				
養護教諭免許状（注2）		80	（注3）	（注4）	
栄養教諭免許状		46	22	14	

（注1）新法と旧法の場合（⇒8参照）

（注2）必要単位数は、基礎資格（イ：学士（二種：短期大学士・養護教諭養成機関卒業）、ロ：保健師免許あり等、ハ：看護師免許あり等）により異なります。

（注3）イ：56、ロ：12、ハ：22 （注4）イ：42、ロ：なし、ハ：なし

(2) 必要単位数の軽減①： 一種免許状又は二種免許状を有する場合等の単位差の利用

ア 所要資格を得ている免許状の必要単位数を修得したものとする規定（みなし規定）

一種免許状又は二種免許状を有する者（又は所要資格を得ている者）が、法別表第1、第2又は第2の2により、それぞれ専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、必要単位のうち、所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状にかかる必要単位数は既に修得したものとみなします（規則第10条の2第1項）。

単位差を利用する場合は、「取得しようとする免許状の必要単位数」から「所要資格を得ている免許状の必要単位数」を差し引いた単位数（次表において「差分」という。）を修得する必要があります（規則第10条の2第2項）。

取得しようとする免許状	所要資格を得ている免許状	差分の説明
専修免許状	一種免許状	✓ 大学が独自に設定する科目（大学院等）24単位
一種免許状	二種免許状	✓ 法別表第1、第2又は第2の2の各科目（第2欄～第6欄）についての差分が必要です。 ✓ 小学校一種免許状又は中学校一種免許状を取得しようとする場合は、法別表第1の第2欄の「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」についての差分も併せて必要です。

※ 実際の単位修得の有無は問いません（例えば、教員資格認定試験の合格（単位修得なし）で二種免許状を取得した場合でも、二種免許状にかかる必要単位数は修得したものとみなします）。

※ 差分は「取得しようとする免許状」の認定課程を有する大学等で修得します。

※ 単位差の利用により必要単位数は軽減されますが、「取得しようとする免許状」の基礎資格（⇒2）は必要です。

イ 取得しようとする免許状の単位に含められる規定

一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限に、専修免許状又は一種免許状の単位数に含めることができます（規則第10条の2第3項）。

Q 単位差を適用して上位免許状を取得しようとする場合でも、全ての事項について含めなければならないのでしょうか？

A 単位差を適用する場合、必ずしも全ての事項を含めて修得しなければならないわけではありませんが、二種免許状取得時に修得した科目や事項と重複しないように単位を修得する必要があります。

Q 短期大学（2年）を卒業し、幼稚園教諭二種免許状を取得しました。短期大学で二種に必要な単位数よりも多く修得した分を幼稚園教諭一種免許状取得用の単位として使用できますか？

A 短期大学は二種免許状取得の認定課程のため、短期大学で修得した単位で二種免許状に必要な単位以上の単位があっても、一種免許状用の単位とすることはできません。新たに一種免許状の認定課程を有する大学等で一種免許状用の単位を修得する必要があります。

Q （一種免許状用の認定課程を有する大学で単位を修得し、学士の資格がある場合）一種免許状用の必要単位数を修得できなかったため、二種免許状を取得しました。二種免許状取得後に、同じ単位を使用して、単位差の利用により一種免許状を取得できますか？

A 同一単位のダブルカウントはできません。一種免許状取得の必要単位を新しく修得する必要があります。

Q 大学（4年）を卒業し、当初は幼稚園教諭一種免許状を取得する予定でしたが、単位数の都合により、幼稚園教諭二種免許状を取得しました。これから一種免許状を取得しようとする場合、差分の単位を修得すればよいのでしょうか？

A もともと一種免許状が取得できる課程で単位を修得していた場合、単位の修得状況によっては、単位差の適用ではなく、通常の単位修得のほうがよい場合があります。大学から「学力に関する証明書」（幼稚園教諭一種免許状用）を発行してもらい、修得単位を御相談ください。

(3) 必要単位数の軽減②：単位の流用

法第5条別表第1、第2、第2の2により免許状を取得しようとする場合に、一部の科目（※1・※2）の単位について、他の免許状（注）の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもって充てることができます（単位の流用）（規則第2条表備考第11号、規則第4条表備考第4号、規則第9条表備考第4号及び第5号）。

（注）教諭（幼稚園、小学校、中学校又は高等学校）の免許状を取得しようとする場合は他校種の教諭免許状、養護教諭免許状を取得しようとする場合は教諭又は栄養教諭免許状、栄養教諭免許状を取得しようとする場合は教諭又は養護教諭免許状

※1 流用可能な科目等（教諭（幼稚園、小学校、中学校又は高等学校）の免許状を取得しようとする場合）（⇒詳細は、免許状の種類別のページ（P.12以降）に記載）

欄	流用できる科目名	左欄の科目のうち、流用に制限がある事項
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」は、幼稚園と小学校については、相互間での一定単位数に限り流用が可能。
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	幼稚園の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」（小学校では「教育の方法及び技術」に相当）は、幼稚園と小学校については、相互間での一定単位数に限り流用が可能。
第5欄	教育実践に関する科目	

※2 流用可能な科目等（養護教諭又は栄養教諭の免許状を取得しようとする場合）（⇒詳細は、免許状の種類別のページ（P.30以降）に記載）

欄	流用できる科目名
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目

ア 単位の流用ができる場合

他の免許状（流用元）の所要資格を得ている場合（流用元の免許状を既に有するとき、又は、申請を行えば流用元の免許状の取得が可能なとき）であって、他の免許状（流用元）の単位を、認定課程を有する大学等（指定教員養成機関を除く。）で修得済みのとき。

イ 単位の流用ができない場合（一部単位の流用不可を含む。）

単位の流用ができない場合	説明
他の免許状の必要単位の一部を修得したが、全部は修得しておらず、所要資格を満たしていない場合	流用不可
他の免許状を <u>教員資格認定試験の合格</u> により取得した場合	流用不可（認定課程を有する大学等での修得単位がない）
他の免許状の <u>単位を指定教員養成機関で修得</u> した場合	指定教員養成機関の単位は、指定された学校種の免許状の取得に限られるため、流用不可（「教員免許ハンドブック」P.286）
他の免許状（流用元）の単位を、 <u>旧法以前の基準で修得</u>	実際に修得していない科目・事項（旧法以前の基準にはない科目・事項で、その後の基準に追加されたもの）は、流用不可
他の免許状（流用元）の取得の際に、「各教科の指導法」、第3欄、第4欄又は第5欄の単位数の全部又は一部を「教科に関する専門的事項」に振り替えて修得した場合（高一（工業）、中（音楽・美術）など）。	実際に修得していない科目・事項は、流用不可

ウ 単位の流用をした場合の単位について

- ✓ 単位の流用後に、取得しようとする免許状の必要単位（各科目・各事項も含めて）を全て満たす必要があります。
⇒ 「流用する単位数（科目・事項）」と「取得しようとする免許状用に修得した単位数（科目・事項）」を合算したものが、「取得しようとする免許状の必要単位数（科目・事項）」の全てを満たす（不足する科目・事項がない）こと。
- ✓ 教育実習の単位に学校体験活動の単位を含める場合は、他の学校種の教育実習の単位を充てることができません。（規則第2条表備考第8号）
- ✓ 教育実習は、事前及び事後の指導を伴わないと免許法上必要な単位を修得したことにはなりません。単位の流用をした場合、残りの単位は、事前事後指導を含めた教育実習の単位の修得が必要です。（規則第2条表備考第7号）

Q 中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方の認定課程を有する大学で修得した単位が、中・高の共通の単位の場合、相互に単位流用することができますか？

A 中・高の課程認定を受けた単位を大学が共通に開設している場合には、その校種の免許状取得のための単位となります（ダブルカウントとなる流用を行うことはできません）。

Q 幼稚園教諭二種免許状と小学校教諭一種免許状を有し、施行規則第10条の2（単位差）を適用して幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする場合、例えば第3欄の「教育の基礎的理解に関する科目（必要単位10単位）」に流用できる単位は10単位ですか？それとも差分の4単位ですか？

A 単位差を適用して幼稚園教諭一種免許状を取得する場合、流用できる単位数の上限は、10単位です（規則第2条表備考第11号（8単位）及び第12号（2単位））。

差分の4単位を超えた単位数（10単位－4単位＝6単位分）については、第6欄の「大学が独自に設定する科目」に充てられます。

5 必要単位の修得（その3）：単位修得の特例

(1) 教育実習の単位の実務振替

法別表第1により免許状を取得しようとする場合は教育実習の単位修得が、法別表第2（法別表第2ロ・ハを除く。）の場合は養護実習の単位修得がそれぞれ必要ですが、教員としての実務経験がある場合には、次表のとおり実務振替（経験年数1年について1単位の割合で、第2欄の「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」又は「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、第3欄、第4欄及び第5欄の「教職実践演習」の単位で替える方法です。この場合、これらの単位を必要単位数よりも余分に修得する必要があります。）を行うことができます。

なお、実務振替を行う場合の在職年数は、週15時間以上又は週6日以上で1年間勤務した場合に1年間となります（週の勤務時間又は日数が少ない場合は、在職期間は減じられます）。

取得しようとする免許状	実務振替ができる場合
幼稚園教諭・小学校教諭	教育実習の単位は、幼稚園(幼保連携型認定こども園、特別支援学校の幼稚部を含む。)又は小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。)において、教員(※養護教諭及び栄養教諭での経験は不可。(規則第2条表備考第9号))として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第2欄の「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」又は「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」、第3欄、第4欄及び第5欄の「教職実践演習」の単位で替えることができます。
中学校教諭・高等学校教諭	教育実習の単位は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において、教員(※養護教諭及び栄養教諭での経験は不可。(規則第4条表備考第8号))として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第2欄の「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」、第3欄、第4欄及び第5欄の「教職実践演習」の単位で替えることができます。
養護教諭	養護実習の単位は、養護教諭、養護助教諭又は規則第69条の2に規定する職員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第3欄、第4欄及び第5欄の「教職実践演習」の単位で替えることができます。(規則第9条表備考第3号)

【実務振替ができる場合・できない場合の勤務の例】

勤務の例	実務経験の扱い
中学校(又は高等学校)(音楽)教諭免許状を持つ者が、小学校で音楽の 専科担任 として勤務	小学校での実務経験として実務振替が可能
小学校助教諭 臨時免許状 を持つ者が、小学校で勤務	
ティームティーチングのT2(サブの教員)として雇用され、小学校(中学校・高等学校)で勤務。単独授業を行うことはなく、常に補助的な立場であった。	実務振替はできない(補助的な立場であり、教員としての実務経験ではないため)
小学校教諭免許状を持ち、 海外日本人学校 で勤務	実務振替はできない(海外日本人学校は法律上の学校ではないため)
高等学校教諭免許状を持ち、高等学校で 実習助手 として勤務	実務振替はできない(実習助手は教員ではないため)

(2) 「指定大学が加える科目」(令和4年4月から)

(規則第2条表備考第14号及び第15号、規則第5条表備考第7号)

指定大学とは、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が指定した大学(いわゆる「教員養成フラッグシップ大学」。令和4年4月から取組開始)のことで、東京学芸大学、福井大学、大阪教育大学、兵庫教育大学の4大学が指定されています。

「指定大学が加える科目」は、次のア～ウのとおり、教員免許状の取得の単位として使用することができます。

ア 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法において、「指定大学が加える科目」の修得が追加されました。

イ 幼稚園、小学校、中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「領域及び保育内容の指導法に関する科目」（又は「教科及び教科の指導法に関する科目」）、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもって充てることができます。

ウ 高等学校の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」は8単位まで、「教育の基礎的理解に関する科目」は6単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は4単位まで、「指定大学が加える科目」をもって充てることができます。

6 規則第66条の6に定める科目

法別表第1、第2及び第2の2により免許状を取得しようとする場合は、規則第66条の6に定める科目について各2単位以上を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得する必要がある。

規則第66条の6に定める科目	必要単位数
日本国憲法	2
体育	2
外国語コミュニケーション	2
「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」 又は「情報機器の操作」（注）	2

（注）「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位又は「情報機器の操作」2単位を修得することが必要です。「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」1単位と「情報機器の操作」1単位で計2単位、とすることはできません。

- ※ 教職の認定課程を有しない大学でも取得できる場合があります。
- ※ 単位修得の確認は、大学より「学力に関する証明書」をお取り寄せてください。
- ※ 平成12年4月1日前に大学又は教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに改正以前の法別表第1又は法別表第2に規定する免許状の所要資格を得たものとみなされる場合、規則第66条の6に定める科目の修得については、従前の例によります（平成10年改正規則第7項）。

Q 小学校の教員免許状を持っています。法別表第1により中学校など他の教員免許状を取得したい場合でも、規則第66条の6に定める科目の修得は必要ですか？

A 既に持っている免許状をどの根拠規定で取得したかによって判断します。

持っている教員免許状の根拠規定	規則第66条の6の科目の修得
小学校の教員免許状を法別表第1により取得し、その際に規則第66条の6に定める科目を修得済みの場合	新たに修得する必要はありません。
小学校の教員免許状を旧々法(⇒7参照)の法別表第1により取得した場合(規則第66条の6の科目は、日本国憲法と体育について各2単位を修得済み)。	新たに修得する必要はありません(平成10年改正規則第7項)。
小学校教諭二種免許状を、法第16条の2(教員資格認定試験の合格)により取得した場合 ※	修得が必要です。
※の後、法別表第3で小学校教諭一種免許状を取得した場合	

7 介護等体験(平成10年4月1日より適用)

新たに小学校及び中学校の免許状を取得しようとする場合、7日間(社会福祉施設等5日間、特別支援学校2日間が望ましい)の介護等体験が必要です(小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(以下「小中免許特例法」という。))。

なお、平成10年4月1日前に大学又は指定教員養成機関に在学した者でこれらを卒業するまでに法別表第1に規定する免許状の所要資格を得たもの、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士の免許を受けている者、特別支援学校教諭の免許を受けている者、身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳(1級～6級)の交付を受けている者は、介護等体験は必要ありません。

Q 小学校の教員免許状を持っています。法別表第1により中学校など他の教員免許状を取得したい場合でも、介護等体験は必要ですか？

A 既に持っている免許状をどの根拠規定で取得したかによって判断します。

持っている教員免許状の根拠規定	介護等体験の実施
小学校の教員免許状を法別表第1により取得し、その際に介護等体験を実施済みの場合	新たに行う必要はありません。
平成9年4月にA大学に入学し、平成13年3月まで在学して同月にA大学を卒業した際に小学校の教員免許状を法別表第1により取得(介護等体験は実施していない)	新たに行う必要はありません。(小中免許特例法附則第2項)。
小学校教諭二種免許状を、法第16条の2(教員資格認定試験の合格)により取得した場合 ※	介護等体験が必要です。
※の後、法別表第3で小学校教諭一種免許状を取得した場合	

8 大学等への入学時期と適用される法

これまでも数度の法改正があり、その都度、免許状取得の必要単位等の基準が改正されてきましたが、平成31年4月1日に最新の法（以下「新法」という。）が施行されました。

基礎資格と単位修得により教員免許状（特別支援学校教諭を除く。）を取得する場合の、必要単位等の基準（＝適用される法）は、次表のとおりです。

免許状取得の申請を行う場合は、「適用される法」の基準で作成された「学力に関する証明書」（基礎資格・単位（教職課程）・規則第66条の6の単位の証明書（申請日から6か月以内に発行））を御用意ください。

教職の認定課程を有する大学等への入学時期	適用される法	
	入学時期からの在学関係が継続している間（注1）に、基礎資格と単位修得を完了した場合	入学時期からの在学関係が継続している間に、基礎資格と単位修得を完了していない場合（注2）
平成31年度以降	新法	新法
平成12年4月1日～平成31年3月31日	旧法（新法の1つ前）	
平成2年4月1日～平成12年3月31日	旧々法（新法の2つ前）	
平成2年3月31日以前	旧々々法（新法の3つ前）	

（注1）入学から卒業（修了）までの間又は科目履修生としての在学期間が継続している間。

（注2）次のような場合となります。

- ✓ 平成30年度にA大学を卒業（学士を取得）したが、教員免許状の必要単位を全て修得できず、平成31年度に科目履修を行う場合
 - ✓ 平成30年度と平成31年度にA大学で科目履修を行うが、A大学では平成30年度と平成31年度の在学期間を継続したものとして扱わない場合。
- ⇒ 在学期間を継続したものとして扱うか否かは、各大学等に確認してください。

Ⅱ 取得しようとする免許状の種類別の必要単位数等

⇒ 免許状の種類別のページを御覧ください。

取得しようとする免許状		掲載ページ
幼稚園教諭免許状	専修・一種・二種	P. 12～P. 15
小学校教諭免許状		P. 16～P. 19
中学校教諭免許状		P. 20～P. 24
高等学校教諭免許状	専修・一種	P. 25～P. 29
養護教諭免許状	専修・一種・二種	P. 30～P. 35
栄養教諭免許状		P. 36～P. 39